

## 多治見市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、多治見市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、多治見市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、多治見市及び他の団体等からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

3 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調整し、交通会議の承認を受けなければならない。

4 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、交通会議の承認を受けなければならない。

(予算区分)

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第4条 会長は、歳出予算の流用又は予備費を充用したときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第5条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他の必要な事務の手続き等について適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに交通会議の決算を調整し、交通会議の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の承認を得るにあたり、規約第5条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

（2）歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費